

国産農産物消費拡大対策事業実施要綱

制定 27 食産第 5516 号
平成 28 年 4 月 1 日
農林水産事務次官依命通知

改正 平成 28 年 10 月 11 日 28 食産第 2723 号
改正 平成 29 年 3 月 31 日 28 食産第 6106 号

第 1 趣旨

人口減少、少子高齢化等により国産農産物等の需要の低下が懸念されている。その一方で、今後、特に経済成長が目覚ましい新興国を中心に世界の食の市場規模は大きく拡大していくことが見込まれている。

こうした国内外の社会・経済的環境の変化を受け、「農林水産業・地域の活力創造プラン」（平成25年12月農林水産業・地域の活力創造本部決定）や新たな「食料・農業・農村基本計画」（平成27年3月閣議決定）に基づき、国内においては、和食文化の継承をはじめとした食育活動、地産地消など国産農産物の消費拡大に向けた活動及び機能性食品など健康に着目した新たな食市場の開拓を推進するとともに、国産農産物の大きな需要先である外食・中食産業の生産性の向上等の促進を図ることが重要となっている。また、国産農産物等の輸出促進や訪日外国人による国内食関連需要の増加に資するよう、日本食や日本の食文化の海外展開を戦略的に推進することが重要である。

さらに、「総合的な TPP 関連政策大綱」（以下「政策大綱」という。平成27年11月25日 TPP 総合対策本部決定）においては、攻めの農林水産業への転換を図るための対策として、消費者との連携強化のための消費者の国産農林水産物・食品に対する認知度をより一層高める施策を集中的に講ずること、「未来への投資を実現する経済対策」（平成28年8月2日閣議決定）においては、農林水産物の輸出促進と農林水産業の競争力強化を図るための対策として、政策大綱に基づき、施策の着実な実施を図り、消費者との連携強化を推進することとされている。

本事業は、こうした国産農産物等の国内外における新たな需要の開拓に資する施策を一体的かつ総合的に推進することとする。

第 2 目的

日本食・食文化の国内外における魅力発信等を通じて、輸出促進や訪日外国人による国内食関連需要の増加など新たな需要開拓を進めるとともに、食育の推進等による国産農産物等の魅力に関する理解の向上を図り、もって国産農産物等の消費拡大を図ることを目的とする。

第 3 事業の種類等

本事業において実施する事業の種類及び内容並びに事業実施主体は、別表 1 に掲げるとおりとする。

なお、別表 1 の 3 の（2）の 2、4 の（1）の 2 又は 5 の（1）の 2 の事業の実施に当たっては、食料産業局長が別に定める要件を満たす団体等に対してその経費を補助するものとする。

第 4 事業の実施

事業の採択基準については、食料産業局長が別に定める。

第5 事業実施計画

1 事業実施計画の作成及び承認

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施計画を作成し、別表2の左欄に掲げる事業実施主体（間接補助事業を行う場合にあっては、事業実施主体に対し補助を行う者）の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる者（以下「事業承認者」という。）に提出して、その承認を受けるものとする。

2 事業実施計画の変更又は中止若しくは廃止

事業実施計画の変更（食料産業局長が別に定める重要なものに限る。）又は中止若しくは廃止については、1に準じて行うものとする。

第6 国の助成措置

国は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に必要な経費について、別に定めるところにより補助するものとする。

第7 報告

事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、事業実施計画を承認した事業承認者に対し、事業の実施状況等を報告するものとする。

第8 収益納付

1 事業実施主体は、食料産業局長が別に定めるところにより、当該事業の実施に伴う企業化等による収益の状況を報告するものとする。

2 国は、1の報告を受けた場合において、当該事業の実施により事業実施主体に相当の収益が生じたと認めるときは、食料産業局長が別に定めるところにより、交付された補助金の全部又は一部に相当する金額について、事業実施主体に対し、納付を命ずることができるものとする。

第9 その他

1 国は、事業実施主体に対し、この事業に関して必要な報告を求め、又は指導を行うことができるものとする。

2 事業の実施に当たっては、事業の種類、内容等に即して農山漁村の男女共同参画社会の着実な形成を図るために「男女共同参画推進指針」（平成11年11月1日付け11農産第6825号経済局長、統計情報部長、構造改善局長、農産園芸局長、畜産局長、食品流通局長、農林水産技術会議事務局長、食糧庁長官、林野庁長官、水産庁長官通知）に基づく対策の着実な推進に配慮するものとする。

3 本事業の実施につき必要な事項は、この要綱に定めるもののほか、食料産業局長が別に定めるところによるものとする。

附 則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 日本の食魅力再発見・利用促進事業実施要綱（平成25年5月16日付け25政第32号）は、廃止する。なお、廃止前の同要綱により平成27年度までに又はその翌年度以後に繰り越して実施した事業については、なお従前の例による。

3 国産農畜産物・食農連携強化対策事業（食育推進事業）実施要領（平成20年4月1日付け19消安第14410号）は、廃止する。なお、廃止前の同要領により平成27年度までに実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年10月11日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。
- 2 この通知による改正前の本要綱により実施した事業については、なお従前の例による。

別表 1（第 3 関係）

事業の種類	事業の内容	事業実施主体
国産農産物消費拡大対策事業		
1 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化対策事業 (1) 食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化事業	1 日本食・食文化普及人材育成支援事業 海外の外国人日本食料理人を研修生として招へいし、我が国の日本料理店等で研修させ、日本の食文化及び日本料理における食品衛生管理に関する知識、調理技能やおもてなし等に関する知識を向上させることにより、当該外国人日本食料理人が、我が国の食関連事業者等が海外展開をする際の現地でのパートナーとなりうるよう、人材育成するための取組を行う。 2 海外日本食レストラン連携・品質向上支援事業 (1) 日本料理の調理技能認定推進支援事業 日本料理に関して適切な知識・技能を有する海外の日本食料理人を育成し、海外において日本食・食文化と日本産農林水産物・食品の魅力を適切かつ効果的に発信するため、海外の外国人日本食料理人の日本料理の知識及び調理技能が一定のレベルに達した者を認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を行う。 (2) 日本産食材サポーター店認定推進支援事業 海外における日本食・食文化の一層の理解深化による日本産農林水産物・食品の輸出促進を図るため、日本産食材を積極的に使用する海外の飲食店や小売店を日本産食材サポーター店として認定する取組の適切かつ効果的な運用、管理、普及等を行う。 3 日本食材活用ネットワーク強化事業 海外における日本食・食文化の一層の理解深化と日本産農林水産物・食品の輸出促進に向けた素地の形成に資する外食産業の海外展開を促進するための以下の（１）から（３）までに掲げる全ての取組又は日本産農林水産物・食品の輸出促進を図るための以下の（４）の取組を実施する。 (1) 事業可能性検証（テストキッチン） 海外の有力商業施設内の店舗やフードコート等において、日本の外食産業の現地出店に向けたテストキッチンを設置し、現地での日本食材・現地食材の調達を通じてワールドチェーンの確認等を行い、事業可能性の検証を実施するための場を提供する取組を行う。 (2) 外食産業投資ミッション派遣 日本食・食文化普及人材の育成のための外食産業に特化した投資ミッションを現地に派遣し、現地投資環境に関するセミナー、現地パートナー候補・サプライヤーとのマッ	1 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	チング商談会、日本食レストラン等での研修及び視察の取組を行う。 (3) 海外外食産業経営者招へい 海外でレストランを多店舗展開している有力外食企業の経営者等を日本に招へいし、ビジネスパートナーとしてのマッチング商談会、セミナー・研修等の取組を行う。 (4) 日本産食材サプライチェーンプラットフォーム運営 ビジネスインフラとして、日本産食材の越境E Cサイトを含む日本産食材サプライチェーンプラットフォームを形成し、適切かつ効果的な運営、管理等を実施する。	
2 食生活ルネサンスによる消費拡大対策事業		
(1) 日本の食消費拡大国民運動推進事業	学校等の施設給食への地場産農林水産物の利用拡大を促進するためのコーディネーター等の専門的な人材の育成、派遣等を実施する。	2 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
3 食のサービス産業イノベーション推進対策事業		
(1) 食によるインバウンド対応推進事業	1 地域の食文化資源魅力活用・需要拡大事業 地域の農林水産物・食品、食文化、景観等の魅力を国外に発信するため、地域の食文化資源等の発掘、映像資料等の記録作成、広報普及の取組を行う。 2 「食のおもてなし」によるインバウンド対応促進事業 訪日外国人に日本の食を楽しんでもらうための環境整備を推進するためのインバウンド対応マニュアルの作成、活用促進人材の育成の取組を行う。	3 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(2) サービス産業イノベーション推進事業	外食・中食産業における生産性向上を図るため、次の1の事業を実施するとともに、2の事業について、1の事業により公募・選定したモデル実証実施主体に対して補助を行う。 1 生産性向上推進事業 外食・中食産業における生産性向上を図るための先進・優良事例調査、研修会等の開催を行うとともに、食料産業局長が別に定めるところにより、I C T・ロボット技術の導入等の実証等の取組を行うモデル実証実施主体を公募、選定し、取組の審査評価を行う。 2 生産性向上モデル実証 外食・中食産業における生産性向上を図るためのI C T・ロボット技術の導入等の実証等の取組を行う。	4 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
(3) 健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業	1 機能的農産物等の食による健康都市づくり支援事業 機能的農産物等を活用して地域の食・食文化の健康ブランド化を推進するための行政、生産者、食関連事業者、大学・研究機関（医学、栄養学等）及び消費者等で構成する地域協議会の取組を行う。	5 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体

	2 食産業における機能性農産物活用促進事業 (1) 活用促進人材育成事業 小売事業者等を対象とした機能性表示食品制度を活用した農産物・食品等の理解向上を図るためのセミナー等を実施する。 (2) ビッグデータ等活用促進事業 食習慣情報等のビッグデータを活用したサービスに役立てるプログラム開発を行う。	
4 国産農林水産物・食品への理解増進対策事業		
(1) 国産農林水産物・食品への理解増進事業	国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に向けて、次の1の取組を実施するとともに、2の取組について、1の取組により公募・選定した経済団体等に対して補助を行う。 1 付加価値向上推進事業 国産農林水産物・食品の付加価値の向上に向けた、地域ブランド再構築等の取組を推進するため、国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に取り組む経済団体等を公募・選定し、事業の進捗管理等を行う。 2 付加価値向上実践事業 国産農林水産物を活用した付加価値が高い商品の創出に向けた推進会議の開催、国産品利用のための事業者マッチング、地域ブランド再構築、ビッグデータ利活用セミナーの実施等の取組を行う。	6 食料産業局長が別に定める者から公募により選定された団体
5 食生活ルネサンスによる消費拡大対策地方公共団体事業		
(1) 地域の魅力再発見食育推進事業	1 地域食育事務局事業 食育事業団体に対する補助金の交付、補助金交付先事業の進捗状況管理、助言、確定検査、支払手続等に係る事務局業務を行う。 2 地域食育推進事業 地域における食文化の継承、和食給食の普及、農林漁業体験の提供、日本型食生活の普及促進、食育を推進するリーダーの育成、共食機会の提供、食品ロスの削減等に係る取組を行う。	7 食料産業局長が別に定める者

別表 2 （第 5 関係）

国産農産物消費拡大対策事業に係る事業承認者

事業実施主体の区分	事業承認者
食文化発信による海外需要フロンティア開拓加速化事業の事業実施主体	食料産業局長
日本の食消費拡大国民運動推進事業の事業実施主体	食料産業局長
食によるインバウンド対応推進事業の事業実施主体	食料産業局長
サービス産業イノベーション推進事業の事業実施主体	食料産業局長
健康な食生活を支える地域・産業づくり推進事業の事業実施主体	食料産業局長
国産農林水産物・食品への理解増進事業の事業実施主体	食料産業局長
地域の魅力再発見食育推進事業の事業実施主体	
地方農政局の管轄区域内（注）に所在する都府県、政令指定都市	地方農政局長
北海道、札幌市	北海道農政事務所長
沖縄県	内閣府沖縄総合事務局長

（注） 地方農政局の管轄区域は、農林水産省組織令第91条に定める管轄区域である。